

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年12月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年12月11日（金）午前9時30分～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

環境課 金井課長、國松主査、芳賀主査補

3 件名

生活環境指導員制度の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・生活環境指導員の位置づけはどのようになるのか
 →無償ボランティアという位置づけになる。市としては環境美化などの観点から生活環境指導員の活動に関わりを持っていくため、引き続き委嘱をするものである。

・無報酬とするような業務内容なのか。
 →他の自治体の状況を参考に、無報酬に相当する業務内容であると考えている。

（指示）

・生活環境指導員及び自治会等長に対し、業務の見直し内容や委嘱をすることの意味などを丁寧に説明すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部環境課

件名	生活環境指導員制度の見直しについて	
現状・課題	<p>【現状】 生活環境指導員制度は、各自治会からの推薦者を委嘱し、市内のごみ集積所を週1回程度見回り、違反ごみがあれば、排出指導シールを貼ることや見回りした結果を排出指導表に記入し提出すること及び不法投棄を発見したら連絡の上、不法投棄観察表を提出することを業務としており、平成7年度から開始された制度で報償を支払っている。 制度開始後24年が経過し発足時に比べ、生活環境指導員や地域住民の方の活動で、ごみ集積所の利用マナーの向上及び分別誤りの減少などにより、ごみ集積所の清潔が保たれている。 自治会のない地区においても、自主的に管理されており、ごみ集積所の清潔が保たれている。 以上のような状況を踏まえ、令和2年2月に、生活環境指導員に対し、指導員の必要性和地域や自治会において同様の役割を持った人がどれくらいいるのかを調査するため、「生活環境指導員のあり方に関するアンケート」を実施した。これを受け、10月に生活環境指導員及び自治会等長に対し、生活環境指導員制度の見直し内容を示したうえで「生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査」を実施し、集計結果については別添資料のとおりとなっている。 なお、11月20日に開催された行政経営戦略会議において、制度の見直しそのものについてはおおむね了承が得られたが、生活環境指導員を委嘱する根拠として、 ・白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条 ・白井市地域活動協力員(白井市生活環境指導員)の設置に関する要綱 の2つがあるが、条例から生活環境指導員の規定を削除する必要があるのでは、との指摘を受けたことから、再度付議するものである。</p> <p>【課題】 ・生活環境指導員制度はごみの減量化や集積所の清潔維持、不法投棄の抑止のためにも必要であるが、制度開始後24年が経過し、生活環境指導員の負担軽減や地域の自主的な管理運営を促進するため、現状に見合ったより効果的な制度の運用としていくこと。 ・生活環境指導員制度の運用にあたり、指導員の委嘱の根拠をどのような形で整理するのか。</p>	
付議事案	目的	現状に見合ったより効果的な制度の運用とするため、生活環境指導員の業務内容及び報償を見直すにあたり、指導員の委嘱の根拠を整理するもの。
	対応方策	<p>【見直しの主な内容】 ・排出指導シールの貼付などの業務をなくし、見回りを週1回程度から適宜見回ることとする。 ・報告については、書類の提出を毎月から3か月に1度に改める。また、生活環境指導員では対応が困難な場合はその都度市に報告するものとする。 ・報償年額25,000円については、「業務内容を踏まえ、令和3年度から無報償とする。」</p> <p>【委嘱の根拠等】 ①委嘱の根拠となる「白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例」第9条は改正しない。 ②要綱については、以下のとおり改めることとする。 ・「地域活動協力員」の表記を削除する。 ・委嘱の根拠は条例に規定していることから、要綱から委嘱に関する規定を削除する。</p>

論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠条例は現状のままとし、要綱を改正することについての可否 ・制度の見直し(業務内容及び報償費)の可否 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)								
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月 廃棄物減量等推進審議会へ制度の変更について説明。 ・ 2月 現自治会長・生活環境指導員へ説明 ・ 3月、4月 新生活環境指導員へ説明 							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	有	行政運営報告		広報・HP等	有	広報・HP(R3.3月)	
	市民参加	有	廃棄物減量等推進審議会(R3.1月)					
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (審議会説明 まで)						
参考情報	関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
	関係課							
	事業費	2,844 千円 (うち特定財源				180 千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	環境・自然	手段

<p>1. 委嘱など</p>	<p>(1) 委嘱根拠条例等 白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条 白井市地域活動協力員（白井市生活環境指導員）の設置に関する要綱 H7年度から活動開始</p> <p>(2) 活動内容 条例9条第2項 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策への協力その他の活動を行う。</p> <p>(3) 責務 要綱第5条 1. 集積所における廃棄物の排出指導及び指導内容を毎月始めに指導表により市へ提出すること。 2. 廃棄物の不法投棄を市に通報し、また、状況について、毎月始めに観察表を提出し、市に情報を提供すること。 3. その他市が実施する清掃思想の普及及び不法投棄の防止策</p> <p>(4) 委嘱基準 原則1自治会等につき1名の推薦を受け委嘱を行っているが、自治会等の要望もあり、集積所が広範囲の場合や設置数が多い場合は数名委嘱している。</p>
<p>2. 現状等</p>	<p>(1) 現状 委嘱及び説明会 委嘱期間 R2.4.1～R3.3.31 説明会 新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず、委嘱状の交付と用品配布を実施した。 R2.4.11（土）市役所東庁舎1階多目的スペース R2.4.13（月）～30（木）市役所東庁舎2階環境課窓口 R2 96名委嘱 任期1年再任可 報酬（R2より報償費）は年間25,000円</p> <p>(2) 排出指導表の主な報告内容 ・カラスよけネットの破れ ・スプレー缶の出し方の誤り（H28.4.1から分別変更） ・生ごみの散乱 ・分別の誤り ・排出日の誤り ・カラスに荒らされる ・収集日前夜に出した家庭がある</p> <p>(3) 課題や意見 ・生活環境指導員に関する課題 生活環境指導員がいない地区（自治会設立地区及び未設立地区等）があり、集積所や廃棄物に関する指導が行き届かないこと。 ※参考 自治会加入率 63.5%（R2.8.12現在） ・不法投棄に関する課題 夜間に行われることが多く、行為者を特定できるような証拠物もないことから行為者の発見に苦慮している。 職員が、月2回夜間にパトロールを行っているが、夜間のため新たな不法投棄の発見は少ない。</p> <p>(4) 経費（令和2年度当初予算） ・歳入 16.2.2.2 産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金 不法投棄監視員事業 180,000円 ・歳出 4.2.1.7 報償費 2,625,000円 4.2.1.11 消耗品費 ゴム手袋 22,715円</p>

マジック 12,100 円
 ケント紙 4,400 円
 排出指導シール 83,600 円
 指定袋 76,560 円
 4.2.1.11 食料費 お茶 18,900 円
経費合計 2,843,275 円

(5) 生活環境指導員の報酬に関する意見・問い合わせ

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (11/12)
市長への手紙	0	0	2 件 (同一人物) 報酬の 25,000 円の支払いは、無駄である。
問い合わせ	保存年限満了データなし	1 件 報酬の支払い時期に関する問い合わせ	1 件 市長への手紙と同一人物

(6) 年齢構成

若い人で 30 代、高齢で 80 代

	男	女	合計
平成 28 年度	73	26	99
平成 29 年度	66	34	100
平成 30 年度	70	28	98

(7) 不法投棄件数

不法投棄件数等

年度	件数	数量
28 年度	62	15.91 トン
29 年度	67	15.92 トン
30 年度	54	15.05 トン

((8) 意向調査 (令和 2 年 10 月実施) 結果

別添 『生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査』 集計結果
 参照

(9) 排出指導表の分析結果

別添 『排出指導表』 から見る集積所の状況について」 参照

(10) アンケート (令和 2 年 2 月実施) 結果

生活環境指導員に対し、指導員の必要性和地域や自治会において同様の役割を持った人がどれくらいいるか調査するため実施。
 指導員を現状のまま継続が約 6 割、改善をしたうえで継続が 2 割、また、自治会等において同様の役割を持った方が 5 割の結果となった。

「生活環境指導員のあり方の見直しに関する意向調査」集計結果

1 調査期間 令和2年10月10日から10月16日まで

2 対象者 令和2年度生活環境指導員 96名
令和2年度自治会等長 96名

3 回答者数及び回収率

	送付数	回答数	回収率
生活環境指導員	96	87	90.6%
自治会等長	96	63	65.6%
合計	192	150	78.1%

4 発送回収方法 アンケートの郵送・返信用封筒・回収

5 調査目的

生活環境指導員制度の見直しにあたり、生活環境指導員及び自治会等長に意向を確認するため調査するもの。

6 調査結果

(1) 業務内容の見直し内容について

	賛成	反対	その他
生活環境指導員	72.4%	13.8%	13.8%
自治会等長	58.7%	23.8%	17.5%
合計	66.7%	18.0%	15.3%

業務内容の見直しについては、賛成が生活環境指導員約7割、自治会等長約6割、合計で3分の2が賛成しており、おおむね好意的と言える。

(2) 報酬（報償費）の見直し内容について

	賛成	反対	その他
生活環境指導員	71.3%	21.8%	6.9%
自治会等長	49.2%	38.1%	12.7%
合計	62.0%	28.7%	9.3%

報酬（報償費）の見直しについては、賛成が生活環境指導員約7割、自治会等長約5割、合計で約6割である。おおむね好意的と思われるが、自治会等長の反対が約4割ほどある。

生活環境指導員制度の業務内容変更一覧表

No.	生活環境指導員の業務内容	変更前				変更後				変更点等
		生活環境指導員	ごみ集積所利用者	市	ごみ収集業者	生活環境指導員	ごみ集積所利用者	市	ごみ収集業者	
1	ごみ集積所の見回り									
	(1) 週1回程度、担当地区内のごみ集積所の見回りする。	○				○				週1回程度⇒適宜見回る
	(2) 違反ごみがあったら排出指導シールを貼る。	○			○				○	貼付するのは収集業者のみとする
	(3) 違反ごみに排出指導シール添付後、引き取らない場合は次の収集日までに分別して出す。	○					○			ごみ集積所利用者が分別して処分
	(4) ごみ集積所にごみが散乱している場合の清掃（できる限り）	○	○				○			ごみ集積所利用者が行う
	(5) ごみ集積所の維持管理（カラス除けネット、資源回収袋、資源回収袋を入れるボックス等の不足、破損した場合の連絡）	○	○	○			○	○		ごみ集積所利用者が行う ※市は集積所ボックス、土台の取り付けを行い、ネット類は原則利用者が来庁のうえ配付する
2	排出指導表の作成									
	(1) 集積所の見回りをした結果を排出指導表に記入し、環境課に毎月7日まで提出する。	○				○				排出指導表の提出⇒3か月に1回。また、判断・対応に困ることがあった場合報告
3	不法投棄への対応									
	(1) 市内で、不法投棄を発見したら、環境課に連絡の上、不法投棄観察表を提出する。	○				○				不法投棄観察表の提出⇒判断・対応に困ることがあった場合のみ報告
4	その他									
	(1) 環境課から支給する備品	○				○				・腕章、クラッチバッグ⇒生活環境指導員同士が引継ぐ ・指定ごみ袋3種（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類）
	業務量合計	8	2	1	1	4	3	1	1	

※業務内容については、生活環境指導員における手引きから、抜粋

※No.1 (3) から (5) は、基本的にはごみ集積所利用者でやってもらうが、地域のごみ当番として生活環境指導員が行う場合もある。

業務内容の見直し内容について 意見

反対
【生活環境指導員】
分別の誤りがありゴミの分別が大変
違反ゴミ・未回収のごみを排出者が引取らない場合が大変
管理組合と自治会が同一の場合、集合住宅においては変化点がないと思います。 ゴミ収集業者も積み残しやドカッと落ちたままでも行ってしまう場面をみえています。
【自治会等長】
自治会未加入者・外部からの持ち込みもあり自治会負担は納得できない
違反ゴミを引き取らないケースがあり指導員さんが対応してくれた。環境を守るために必要な制度だと思う。
その他
【生活環境指導員】
生活環境指導員の負担減・地域住民の意識向上業者への協力・業務の移管に賛成 ゴミの出し方については現状でも週一の見回り周知が常に必要 今回の見直しは予算削減のため見直しと受け止められない様お願いしたい。
1ヶ月毎に当番を割り当ててるので変わらない。
違反ゴミを排出者が引取らない場合、集積所利用者が処理する事になると処理券購入代・袋代を 負担するのはおかしい。
【自治会等長】
見直しの目的がわからず58%継続なのにアンケートの意味がない
自治会の環境担当が生活環境指導員を行ってるので変更後も減るわけではない。
違反ゴミを排出者が引取らない場合、特定できない場合はゴミ当番→生活環境指導員→市役所へ の連絡体制が作り市が責任を負うべき。

報酬の見直し内容について 意見

反対

【生活環境指導員】

今までのような自治会への寄付でよい

市が依頼した指導員なのだから無報酬は反対、美化維持は必要、汚い臭い人が嫌がる他人のゴミ処理をしボランティアではない。

【自治会等長】

100を越える集積所や車で走らないといけないところもある。

生活環境指導員へのみ実のお金が届くように配布する。役を果たした人に渡るように文明化したものを作る。

【生活環境指導員・自治会等長とも】

業務減少に伴う減額であれば賛成、無報酬は反対。

その他

【生活環境指導員】

集積所が多いと負担が多くなるので報酬は多いほどよい

- ①自治会の役員ですら無償から有所の方向へあります
- ②市の業務内容の縮小案では指導員の負担はさして変わらない
- ③ゴミの処理は生活に直結してるので苦情が多くそれを受ける指導員の負担は想像以上です。

報酬制度そのものが不要、現在まで管理組合への収入に切り替えており個人入金も面倒

自治会の担当になれば保険など有るので見直しもよい

【自治会等長】

基本的に報酬はいらないと思うが無報酬でも引き受けてくださる方がいるのだろうか

回収業者の複数対応されており業者によっては未回収扱いになる現状に違いが発生。資源ごみの日や不燃ごみの日に多い。指導員に負担は少なからずある

市民団体に公園管理を依頼しているように集積所も地域の団体に委託しはどうですか？

「排出指導表」から見る集積所の状況について

1 平成31年度

○：きれい	94.5%
ア：分別してない	1.7%
イ：指定袋で出してない	0.9%
ウ：曜日が違う、その他	2.9%

2 令和2年度（9月まで）

○：きれい	94.0%
ア：分別してない	2.5%
イ：指定袋で出してない	1.1%
ウ：曜日が違う、その他	2.5%

平成31年度、令和2年度とも、集積所の状況がきれいである割合が9割を超えており、集積所利用者がごみ出しのルールを守っていることがうかがえる。

白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条
(白井市生活環境指導員)の規定について

1 例規担当課への確認

白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例(以下「条例」という)第9条の規定を削除することについて、例規担当である総務課行政班に確認をしたところ、以下のとおりであった。

(回答)

条例第9条(白井市生活環境指導員)の規定については削除しなくてもよい。

(理由)

- ・設置の根拠を条例にするか要綱にするかであり、生活環境指導員の置かれる身分は関係ない。
- ・要綱には条例と重複した規定を入れなければ、条例の規定を削除する必要はない。
- ・条例及び要綱に重複した内容が規定されているので、要綱を改正する必要がある。

2 他市町の状況について

別紙「他市町の状況」のとおり。

船橋市及び八千代市は条例を設置の根拠としているが、身分は無償ボランティアであり、金銭は支給されていない。

3 環境課の対応

以下のとおり対応することとしたい。

- ① 委嘱の根拠となる条例第9条は改正しない。
- ② 要綱については、以下のとおり改めることとする。
 - ・「地域活動協力員」の表記を削除する。
 - ・委嘱については条例に規定していることから、要綱から委嘱に関する規定を削除する。

他市町の状況

市町村	名称	設置の根拠	条例の 規定の 有無	要綱の 有無	報酬・ 報償の別	金額	支給しない 理由	推進員(指導員) の身分
白井市	生活環境指導員	・白井市廃棄物の減量及び適正に関する条例第9条 ・白井市地域活動協力員(白井市生活環境指導員)の設置に関する要綱	有	有	報償	年間 25,000円	—	その他
印西市	クリーンパートナー	印西市廃棄物減量等推進員設置要綱	無	有	報償	年間 12,000円	—	有償ボランティア
	クリーンアドバイザー	同上	無	有	報償	年間 12,000円	—	有償ボランティア
栄町	廃棄物減量等推進員	栄町廃棄物減量等推進員制度設置要綱	無	有	報償	年間 5,000円	—	有償ボランティア
成田市	不法投棄監視員	成田市廃棄物減量等推進員設置規則	無	有 (規則)	報償	年間 31,000円	—	有償ボランティア
船橋市	廃棄物減量等推進員 クリーン船橋530推進員	廃棄物減量等推進員要綱	有	有	—	無	地域活動の一環のため	無償ボランティア
八千代市	廃棄物減量等推進員	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項	有	有 (要領)	—	無	報酬(報償)を支給する規定がない	無償ボランティア